

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長
(公 印 省 略)

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の廃止に伴う
最低賃金関係事務取扱手引の一部改正等について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に定める最低賃金の決定及び改正又は廃止の決定（以下「最低賃金の決定等」という。）については、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）に定める規制の設定又は改廃に該当することから、平成 11 年 7 月 28 日付け基賃発第 10 号「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続実施に伴う最低賃金関係事務取扱手引の一部改正について」（以下「賃金時間部長通達」という。）により規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）を踏まえた事務処理について指示してきたところである。

今般、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」は、その趣旨が行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「新法」という。）に引き継がれるため、改正法の施行（平成 18 年 4 月 1 日）に伴い廃止されることが、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の廃止について」（平成 18 年 1 月 31 日閣議決定）により、定められたところである。

さらに、新法に基づくパブリック・コメント手続については、新法第 2 条第 8 号の命令等を定めようとする場合に行わなければならないこととされているが、最低賃金の決定等については同号に定める命令等に該当しないものである。

これらのことにより、最低賃金額の決定等については、パブリック・コメント手続を行う必要がなくなるものである。

よって、賃金時間部長通達を廃止することとし、これに伴い、「最低賃金関係事務取扱手引」（昭和 55 年 3 月 25 日付け基賃発第 2 号。平成 17 年 4 月改正。）を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきようお願いしたい。

記

1 総目次について

- (1) 第 2 編中「審議会の意見の公示並びに異議の申出及びパブリックコメント手続」を「審議会の意見の公示及び異議の申出」に改め、第 1 の IV の 4 (6) から (8) まで及び第 2 の参考 2 - 9 を削る。

(2) 第3編中書式例19を削る。

2 第2編 最低賃金の決定事務関係について

(1) 目次中「審議会の意見の公示並びに異議の申出及びパブリックコメント手続」を「審議会の意見の公示及び異議の申出」に改め、第1のIVの4(6)から(8)まで及び第2の参考2-9を削る。

(2) 第1のIVの4の標題を「審議会の意見の公示及び異議の申出」に改める。

(3) 第1のIVの4(1)中「また、規制の制定又は改廃を行う過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、最低賃金の決定及び改正又は廃止の決定に関しても、パブリックコメント手続きを踏まえた事務処理が必要とされている。〔参考2-9〕(P. 137)参照」及び「を含む国民一般」を削除し、「なお」を「また」に改める。

(4) 第1のIVの4中(6)から(8)までを削る。

(5) 第1のVの6の標題を「審議会の意見の公示及び異議の申出」に改める。

(6) 第2の〔参考2-9〕を削る。

3 第3編 最低賃金の公示事務関係について

(1) 目次中書式例19を削る。

(2) 書式例7及び書式例8中「また、その他当該最低賃金の決定(改正決定)に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「〇〇地方最低賃金審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。」を削る。

(3) 書式例9中「また、その他当該最低賃金の廃止・決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「〇〇地方最低賃金審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。」を削る。

(4) 書式例16中「また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。」を削る。

(5) 書式例17中「また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の改正決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の改正の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。」を削る。

(6) 書式例18中「また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止の決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の廃止の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。」を削る。

(7) 書式例19を削る。

新	旧
総目次	総目次
第1編 最低賃金審議会の運営関係（略）	第1編 最低賃金審議会の運営関係（略）
第2編 最低賃金の決定事務関係	第2編 最低賃金の決定事務関係
第1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（16条最低賃金）…………… 65	第1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（16条最低賃金）…………… 65
Ⅰ（略）	Ⅰ（略）
Ⅰ（略）	Ⅱ（略）
Ⅰ（略）	Ⅲ（略）
V 1～3（略）	IV 1～3（略）
4 <u>審議会の意見の公示及び異議の申出</u> …………… 77	4 <u>審議会の意見の公示並びに異議の申出及びパブリックコメント手続</u> …………… 77
(1) 趣旨…………… 77	(1) 趣旨…………… 77
(2) 意見要旨の公示…………… 77	(2) 意見要旨の公示…………… 77
(3) 異議申出の方法…………… 78	(3) 異議申出の方法…………… 78
(4) 異議申出の受理…………… 78	(4) 異議申出の受理…………… 78
(5) 異議申出の処理…………… 79	(5) 異議申出の処理…………… 79
	(6) <u>パブリックコメント手続による意見・情報</u> <u>の提出の方法</u> …………… 80
	(7) <u>パブリックコメント手続による意見・情報</u> <u>の受理</u> …………… 80
	(8) <u>パブリックコメント手続による意見・情報</u> <u>の処理</u> …………… 81
5 最低賃金の決定と官報公示…………… 81	5 最低賃金の決定と官報公示…………… 81
V 産業別最低賃金決定等の手続…………… 82	V 産業別最低賃金決定等の手続…………… 82
1～5（略）	1～5（略）
6 <u>審議会の意見の公示及び異議の申出</u> …… 118	6 <u>審議会の意見の公示並びに異議の申出及び</u> <u>パブリックコメント手続</u> …… 118
7～8（略）	7～8（略）
第2 労働協約に基づく地域的最低賃金（11条最低賃金）（略）	第2 労働協約に基づく地域的最低賃金（11条最低賃金）（略）
参考2-1 諮問文の例…………… 128	参考2-1 諮問文の例…………… 128
参考2-2 除外賃金に関する中賃の考え方 129	参考2-2 除外賃金に関する中賃の考え方 129
参考2-3 ○○県最低賃金専門部会提出資料目次…………… 130	参考2-3 ○○県最低賃金専門部会提出資料目次…………… 130
参考2-4 実地調査項目…………… 131	参考2-4 実地調査項目…………… 131
参考2-5 ○○県最低賃金専門部会報告書（改正）…………… 132	参考2-5 ○○県最低賃金専門部会報告書（改正）…………… 132
参考2-6 ○○県最低賃金審議会経過概要 133	参考2-6 ○○県最低賃金審議会経過概要 133
参考2-7 ○○県最低賃金専門部会審議経過134	参考2-7 ○○県最低賃金専門部会審議経過134
参考2-8 ○○県最低賃金の改正決定に関する	参考2-8 ○○県最低賃金の改正決定に関する

答申文の例136

参考 2 - 10 ~ 31 (略)

第 3 関連質問 (略)

第 3 編 最低賃金の公示事務関係

第 1 (略)

第 2 (略)

[書式例]

書式例 1 ~ 18 (略)

[関係資料] (略)

第 4 編 最低賃金の調査事務関係 (略)

第 1 編 最低賃金審議会の運営事務関係 (略)

第 2 編 最低賃金の決定事務関係

目次

第 1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (16条最低賃金) 65

(略)

(略)

(略)

1 ~ 3 (略)

4 審議会の意見の公示及び異議の申出 77

(1) 趣旨 77

(2) 意見要旨の公示 77

(3) 異議申出の方法 78

(4) 異議申出の受理 78

(5) 異議申出の処理 79

5 最低賃金の決定と官報公示 81

産業別最低賃金決定等の手続 82

1 ~ 5 (略)

6 審議会の意見の公示及び異議の申出 118

答申文の例136

参考 2 - 9 規制の設定又は改廃に係る意見提出
手続 (平成 11 年 3 月 23 日閣議決定) (抄) ... 137

参考 2 - 10 ~ 31 (略)

第 3 関連質問 (略)

第 3 編 最低賃金の公示事務関係

第 1 (略)

第 2 (略)

[書式例]

書式例 1 ~ 18 (略)

書式例 19 意見・情報に関する〇〇地方最低
賃金審議会の考え方 247

[関係資料] (略)

第 4 編 最低賃金の調査事務関係 (略)

第 1 編 最低賃金審議会の運営事務関係 (略)

第 2 編 最低賃金の決定事務関係

目次

第 1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (16条最低賃金) 65

I (略)

II (略)

III (略)

IV 1 ~ 3 (略)

4 審議会の意見の公示並びに異議の申出及び
パブリックコメント手続 77

(1) 趣旨 77

(2) 意見要旨の公示 77

(3) 異議申出の方法 78

(4) 異議申出の受理 78

(5) 異議申出の処理 79

(6) パブリックコメント手続による意見・情
報の提出の方法 80

(7) パブリックコメント手続による意見・情
報の受理 80

(8) パブリックコメント手続による意見・情
報の処理 81

5 最低賃金の決定と官報公示 81

V 産業別最低賃金決定等の手続 82

1 ~ 5 (略)

6 審議会の意見の公示並びに異議の申出及び
パブリックコメント手続 118

第2 労働協約に基づく地域的最低賃金 (11条最低賃金) (略)

参考2-1 諮問文の例 128
 参考2-2 除外賃金に関する中賃の考え方 129
 参考2-3 ○○県最低賃金専門部会提出資料目次 130
 参考2-4 実地調査項目 131
 参考2-5 ○○県最低賃金専門部会報告書 (改正) 132
 参考2-6 ○○県最低賃金審議会経過概要 133
 参考2-7 ○○県最低賃金専門部会審議経過134
 参考2-8 ○○県最低賃金の改正決定に関する答申文の例.....136

参考2-10～31 (略)

第3 関連質問 (略)

第1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (第16条最低賃金)

I～III (略)

IV 地域別最低賃金の決定等の手続

4 審議会の意見の公示及び異議の申出

[関係条文] (略)

(1) 趣旨

16条最低賃金の決定に関する審議会の意見に対して労使の異議申立制度を設けたのは、当該最低賃金の決定について関係労使の意見を十分に反映させる観点から、専門部会の審議、参考人の意見聴取等の手続を経てもなお、一部の関係労使が当該意見(結論)に対して異議を持つことがあり、これを無視して当該最低賃金をそのまま決定することが妥当でない場合もあり得ることを考慮したものである。

このため、まず関係労使に対し審議

第2 労働協約に基づく地域的最低賃金 (11条最低賃金) (略)

参考2-1 諮問文の例 128
 参考2-2 除外賃金に関する中賃の考え方 129
 参考2-3 ○○県最低賃金専門部会提出資料目次 130
 参考2-4 実地調査項目 131
 参考2-5 ○○県最低賃金専門部会報告書 (改正) 132
 参考2-6 ○○県最低賃金審議会経過概要 133
 参考2-7 ○○県最低賃金専門部会審議経過134
 参考2-8 ○○県最低賃金の改正決定に関する答申文の例.....136

参考2-9 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続 (平成11年3月23日閣議決定) (抄) ... 137

参考2-10～31 (略)

第3 関連質問 (略)

第1 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (第16条最低賃金)

I～III (略)

IV 地域別最低賃金の決定等の手続

4 審議会の意見の公示並びに異議の申出及びパブリックコメント手続

[関係条文] (略)

(1) 趣旨

16条最低賃金の決定に関する審議会の意見に対して労使の異議申立制度を設けたのは、当該最低賃金の決定について関係労使の意見を十分に反映させる観点から、専門部会の審議、参考人の意見聴取等の手続を経てもなお、一部の関係労使が当該意見(結論)に対して異議を持つことがあり、これを無視して当該最低賃金をそのまま決定することが妥当でない場合もあり得ることを考慮したものである。

また、規制の制定又は改廃を行う過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図る観点から、最低賃金の決定及び改正又は廃止の決定に関しても、パブリックコメント手続を踏まえた事務処理が必要とされている。

(〔参考2-9〕(P. 137) 参照

このため、まず関係労使を含む国民

会の意見を知る機会を与える必要があり、答申があった場合はその要旨を公示しなければならないこととされている。

また、最低賃金法上の異議申出の性格は、行政法学上の異議申立てと異なり具体的行政処分の取消又は変更を求めるものでなく、関係者に対し、審議会の意見に対し反対意見を述べる機会を与えるものであり、その効果は、異議について審議会が審議を行わなければならないこと及び当該異議について審議会の意見が提出されるまでは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は最低賃金を決定できないことである。

(2)～(5) (略)

一般に対し審議会の意見を知る機会を与える必要があり、答申があった場合はその要旨を公示しなければならないこととされている。

なお、最低賃金法上の異議申出の性格は、行政法学上の異議申立てと異なり具体的行政処分の取消又は変更を求めるものでなく、関係者に対し、審議会の意見に対し反対意見を述べる機会を与えるものであり、その効果は、異議について審議会が審議を行わなければならないこと及び当該異議について審議会の意見が提出されるまでは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は最低賃金を決定できないことである。

(2)～(5) (略)

(6) パブリックコメント手続による意見・情報の提出の方法

審議会の意見に対するパブリックコメント手続による意見・情報の提出は、公示があった日から15日以内（具体的には公示文に記載された意見・情報の募集期間終了日まで）に、書面（様式任意）により行うことができる。

(7) パブリックコメント手続による意見・情報の受理

異議とパブリックコメント手続による意見・情報の区分は、以下の考え方による。

イ 「異議申出書」と明記されているもの

4(4)に定める「異議申出書の受理」及び4(5)に定める「異議申出書の処理」により処理を行うこと。

ただし、異議申出者が法定の資格を有しない場合には、4(4)イに定める手続を行う際に、パブリックコメント手続による意見・情報として提出する意思の有無を確認すること。

ロ 「意見・情報」と明記されているもの

下記(8)により処理を行うこと。

ハ 「異議申出書」、「意見・情報」等の明記はないが、内容的に異議申出書の要件を具備しているもの

申出者から異議の申出かパブリックコメント手続による意見・情報の提出かを聴取すること。

ニ 上記イ～ハに該当しないもの

パブリックコメント手続による意

見・情報として取り扱い、下記(8)により処理を行うこと。

(8) パブリックコメント手続による意見・情報の処理

提出された意見・情報については、これを考慮した上で、最低賃金決定に係る審議会としての意思決定を行うとともに、これに対する審議会の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する。

イ 審議会の開催

審議会の意見に対し意見・情報が提出された場合は、意見・情報の募集期間終了後速やかに審議を行えるよう、原則として、審議会会長に対し、審議会の開催を請求すること。ただし、法第16条の2第3項において準用する法第12条第3項の規定に基づき都道府県労働局長が審議会に意見を求める場合は、異議申出審議と併せて審議を行うことになるので、審議会の開催を請求する必要はない。

ロ 審議の進め方

提出された意見・情報に係る審議の進め方については、4(5)ハに定める異議申出の審議の進め方に準じ、審議を進めること。

ハ 意見・情報等の公表

(イ) 公表の時期

提出された報告・情報及びこれに対する審議会の考え方は、取りまとめの上、原則として最低賃金の決定公示日の前日までに公表すること。

(ロ) 公表の方法

公表は、4(2)ロに定める審議会の意見要旨の公示に準じた方法で行うものとし、都道府県労働局労働基準部賃金課室窓口にて公表文を配布すること。

(ハ) 公表文の様式

第3編書式例19(P.247)参照

(ニ) 公表の期間

概ね1ヶ月とする。

ニ 本省への報告

最低賃金の決定等に関し提出された意見・情報及びこれに対する審議会の考え方については、公表日までに報告すること

なお、意見・情報の提出がなかった場合には、報告を要しないこと。

5 (略)

V 1～5 (略)

6 審議会の意見の公示及び異議の申出

7～8 (略)

第2 (略)

参考2-1～8 (略)

5 (略)

V 1～5 (略)

6 審議会の意見の公示並びに異議の申出及びパブリックコメント手続

7～8 (略)

第2 (略)

参考2-1～8 (略)

[参考2-9]

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)(抄)

前文

規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要である。このような観点から、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント手続)を、以下のとおり定める。

1 対象

広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものは、本手続を経て策定する。

(以下略)

2 意見提出の手続

(1) 公表主体・公表時期

本手続を経て策定する意思表示を行う行政機関は、最終的な意思決定を行う前に、その案等を公表する。

(以下略)

(2)から(5)まで略

(6) 意見・情報の処理

案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する。

参考 2 - 10 ~ 31 (略)

第 3 編 最低賃金の公示事務関係

目 次

- 第 1 (略)
- 第 2 (略)
- [書式例]
- 書式例 1 ~ 18 (略)

[関係資料] (略)

- 第 1 (略)
- 第 2 (略)
- 書式例 1 ~ 6 (略)
- 書式例 7

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県 {最低賃金/〇〇業最低賃金} の決定 (改正決定) について意見の提出があったので、最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第16条の 2 第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で {事業/〇〇業} を営む使用者又はこれに使用される労働者 (これらの者の団体を含む。) であって、当該最低賃金の決定 (改正決定) に異議があるものは、同法第 16 条の 2 第 2 項及び同法施行規則 (昭和 34 年労働省令第 16 号) 第 11 条の 3 の規定に基づき平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて (〇〇市〇〇町〇〇番地) 異議の内容及び理由を記載した異議

3 その他

(1) 意思決定過程の特例

本手続を経て策定されるべき意思表示であっても、その策定過程において、意思表示を行う機関以外の国の行政機関等が本手続に準じた手続を経て意思決定を行い、それを受けて、それと実質的に同じ内容の意思表示を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない。

参考 2 - 10 ~ 31 (略)

第 3 編 最低賃金の公示事務関係

目 次

- 第 1 (略)
- 第 2 (略)
- [書式例]
- 書式例 1 ~ 18 (略)
- 書式例 19 意見・情報に関する〇〇地方最低賃金審議会の考え方…………… 247

[関係資料] (略)

- 第 1 (略)
- 第 2 (略)
- 書式例 1 ~ 6 (略)
- 書式例 7

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県 {最低賃金/〇〇業最低賃金} の決定 (改正決定) について意見の提出があったので、最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第16条の 2 第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で {事業/〇〇業} を営む使用者又はこれに使用される労働者 (これらの者の団体を含む。) であって、当該最低賃金の決定 (改正決定) に異議があるものは、同法第 16 条の 2 第 2 項及び同法施行規則 (昭和 34 年労働省令第 16 号) 第 11 条の 3 の規定に基づき平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて (〇〇市〇〇町〇〇番地) 異議の内容及び理由を記載した異議

申出書を提出されたい。
以下（略）

書式例 8

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県〇〇業最低賃金、〇〇県〇〇業最低賃金、……、……、〇〇県〇〇業最低賃金及び〇〇県〇〇業最低賃金の決定（改正決定）について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の2第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で〇〇業、〇〇業、……、〇〇業若しくは〇〇業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、適用される最低賃金の決定（改正決定）に異議があるものは、同法第16条の2第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第11条の3の規定に基づき、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて（〇〇市〇〇町〇〇番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

以下（略）

書式例 9

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県〇〇業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の2第1項の規定に基づき、

申出書を提出されたい。

また、その他当該最低賃金の決定（改正決定）に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名（法人名）を記載した書面（様式任意。なお、「〇〇地方最低賃金審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。）を提出されたい。

以下（略）

書式例 8

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県〇〇業最低賃金、〇〇県〇〇業最低賃金、……、……、〇〇県〇〇業最低賃金及び〇〇県〇〇業最低賃金の決定（改正決定）について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の2第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で〇〇業、〇〇業、……、〇〇業若しくは〇〇業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、適用される最低賃金の決定（改正決定）に異議があるものは、同法第16条の2第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第11条の3の規定に基づき、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて（〇〇市〇〇町〇〇番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

また、その他当該最低賃金の決定（改正決定）に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名（法人名）を記載した書面（様式任意。なお、「〇〇地方最低賃金審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。）を提出されたい。

以下（略）

書式例 9

〇〇地方最低賃金審議会の意見に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日〇〇地方最低賃金審議会から〇〇県〇〇業最低賃金の廃止決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の2第1項の規定に基づき、

その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で〇〇業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、同法第16条の2第2項及び同法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第11条の3の規定に基づき平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

以下(略)

書式例10～15(略)

書式例16

地域的最低賃金の決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇(又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇)から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条の規定による労働協約に基づく地域的最低賃金の決定申請があったので、同法第12条第1項の規定に基づき、申請の要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該労働協約に基づく地域的最低賃金の決定に異議があるものは、同法第12条第2項の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

以下(略)

その要旨を下記のとおり公示する。

なお、〇〇県の区域内で〇〇業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の廃止決定に異議があるものは、同法第16条の2第2項及び同法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第11条の3の規定に基づき平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

また、その他当該最低賃金の廃止・決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「〇〇地方最低賃金審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。

以下(略)

書式例10～15(略)

書式例16

地域的最低賃金の決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇(又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇)から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条の規定による労働協約に基づく地域的最低賃金の決定申請があったので、同法第12条第1項の規定に基づき、申請の要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該労働協約に基づく地域的最低賃金の決定に異議があるものは、同法第12条第2項の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。

以下(略)

書式例 17

地域的最低賃金改正決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇（又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇）から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第13条の規定による労働協約に基づき、〇〇県〇〇業地域的最低賃金（昭和〇〇年〇〇労働基準局最低賃金公示第〇号）の改正の決定申請があったので、同法同条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該〇〇県〇〇業地域的最低賃金の改正の決定に異議があるものは、同法同条の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。以下（略）

書式例 18

地域的最低賃金の廃止決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇（又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇）から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第13条の規定に基づき、〇〇県〇〇業地域的最低賃金（昭和〇〇年〇〇労働基準局最低賃金公示第〇号）の廃止の決定申請があったので、同法同条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該〇〇県〇〇業地域的最低賃金の廃

書式例 17

地域的最低賃金改正決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇（又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇）から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第13条の規定による労働協約に基づき、〇〇県〇〇業地域的最低賃金（昭和〇〇年〇〇労働基準局最低賃金公示第〇号）の改正の決定申請があったので、同法同条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該〇〇県〇〇業地域的最低賃金の改正の決定に異議があるものは、同法同条の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の改正決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の改正の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。

以下（略）

書式例 18

地域的最低賃金の廃止決定申請に関する公示

〇〇労働局一般公示第〇号

平成〇年〇月〇日付けで申請代表者〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇（又は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇）から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第13条の規定に基づき、〇〇県〇〇業地域的最低賃金（昭和〇〇年〇〇労働基準局最低賃金公示第〇号）の廃止の決定申請があったので、同法同条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公示する。

なお、申請に係る地域内の事業場で使用される同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものであって、当該〇〇県〇〇業地域的最低賃金の廃

止の決定に異議があるものは、同法同条の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。
以下(略)

書式例 19 (削除)

止の決定に異議があるものは、同法同条の規定により、平成〇年〇月〇日までに〇〇労働局長あて(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

また、その他当該労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止の決定に意見・情報のある者は、平成〇年〇月〇日までに、〇〇労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名(法人名)を記載した書面(様式任意。なお、「地域的最低賃金の廃止の決定申請に対する意見・情報」と明記のこと。)を提出されたい。

以下(略)

書式例 19

平成〇年〇月〇日
〇〇労働局長

意見・情報に対する〇〇地方最低賃金審議会の考え方

意見を求めた事項	〇〇県〇〇業最低賃金を、1日〇, 〇〇〇円(賃金の大部分が時間によって定められている者については、1時間〇〇〇円)に改正する。
----------	---

意見等の内容	件数	意見等に対する考え方
<u>最低賃金をもっと引き上げるべきである。</u>	3件	<u>金額については、審議会において十分な審議を尽くしている。</u>

<u>最低賃金額を物価上昇や生計費等を考慮して決定すべきである。</u>	1件	<u>御指摘の内容を含め、様々な事項について検討、考慮した結果である。</u>
<u>県内の〇〇業の状況を見ると、最低賃金は引き上げるべきではない。</u>	2件	<u>御意見の内容は〇〇業の関係労使を委員とした専門部会ですでに議論されている。</u>

<p>その他（最低賃金審議会の労働者委員任命を適正化せよといった、本件に直接関係ない意見）</p>	<p>2件</p>	<p>本件とは直接関係のない事項である。</p>
---	-----------	--------------------------

担当課：〇〇労働局労働基準部賃金課・室（〇〇地方最低賃金審議会事務局）

以下（略）

以下（略）